

平成25年10月10日

義務教育課、高校教育課

いじめ防止対策推進法施行への対応

1 いじめ防止対策推進法（9月28日施行）

- ・ いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国および地方公共団体等の責務を明らかにする。
- ・ 基本的な方針の策定について定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 国のいじめ防止基本方針（10月中に策定） ※法律第11条

- いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
 - ・ 法律の意義、いじめの防止等の基本理念・組織的対応
 - ・ いじめの定義、理解、基本的な考え方 等
- いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - ・ 国が実施すべき施策
 - ・ 地方公共団体が実施すべき施策
 - ・ 学校が実施すべき施策
 - ・ 重大事態への対処

3 本県の対応

「いじめ防止基本方針」の策定 ※法律第12条、努力義務

- 国の基本方針を基に、本県独自の内容を検討
〔本県独自の内容案〕
 - ・ 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」教育向上の推進
 - ・ 児童生徒による自己チェックシステムの運用
 - ・ 「いじめ対応サポート班」による組織対応

※策定に当たっては、市町教育委員会、学校等と協議

4 市町の対応

- ・ 年度内を目途に基本方針の策定を推進

スマートフォンの普及に伴う「ネット活用」の対応

中高校生にスマートフォンが急速に普及し、生徒の生活習慣や学習時間に大きな影響をおよぼすとともに、いじめや犯罪につながる事例も起きている。

適正な学校生活を維持し、学習時間を確保するため、学校や家庭でのネット活用に関するルールづくりや時間の使い方について本県独自の対策を行う必要がある。

1 本県の現状

- ・ 高校生の携帯電話・スマートフォン所有率 98%
- ・ 平日のインターネット使用平均時間が2時間以上の高校生の割合 40.5%

(平成25年7月にすべての県立高校生を対象に行った調査)

2 現在の取組状況

- ・ 中学校・高校では、保護者・児童生徒対象に、外部専門家によるSNS等インターネットの危険性や注意点を説明する講演会等を実施
- ・ 中学校・高校の教職員および市町の教育委員会、PTA関係者を対象に、LINE等のインターネットに関する研修や最新の情報モラル教材を活用するための研修会を実施

3 今後の取組

(1) 過度なネット利用の抑制やネットトラブルの防止に向けた意識づけ

- ・ 毎日の校内放送での呼びかけや校内ポスターによる意識付け
- ・ 中学・高校の1年生を対象にネットトラブル実例や防止策を解説する冊子を作成
- ・ 生徒・保護者を対象にネットトラブル事例の映像教材を作成

(2) 適正なネット利用のためのルールづくり

- ・ 学校での生徒相互によるネット利用時間等に関するルールづくりの指導
- ・ 家庭でのネット利用に関するルールづくりについてPTA等に働きかけ

(3) 高校生のネット利用を読書や文化・スポーツ活動等に振り向ける意識啓発活動

- ・ 大学生等を学校に招き、生徒が視野を広げ、本音で将来の夢やあこがれを語り合える機会を設定